

県北広域振興局長告示第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年12月18日

県北広域振興局長 南 敏 幸

行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700117	優介護サービス事業所	久慈市湊町第21地割48番地	平成30年9月30日